

別紙 6

番号	判 断
1	原告規約文言 1 は、「■修理保証について ・修理完成後の時計は、丁寧にやさしく扱ってください。」というものであり、被告規約文言 1 は、「■修理保証について ・修理完成後の時計のお取扱いは、丁寧にやさしくお願いします。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、修理保証についての項目であることを小見出しにして掲げ、修理完成後の時計の取扱を記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、修理保証についてという小見出しも規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言 1 は、修理後の時計の扱いについて、いずれもありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 1 と被告規約文言 1 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
2	原告規約文言 2 は、「・修理完了日から一年間、時計内装部の修理箇所 to 同一の不具合が生じた場合、無償にて再修理をさせていただきます。ただし、アンティーク時計（20 年以上前に製造された時計、及びメーカー側で部品又は時計の製造が中止になった時計をいいます）については、6 か月間の保証となります。」というものであり、被告規約文言 2 は、「・修理完了日から一年間（（20 年以上前に製造され、メーカー側で時計またはその部品の製造が中止になった、いわゆるアンティーク時計の場合は 6 ヶ月間）を保証期間とし、期間内に、時計内装部の修理箇所 to 同一の不具合が生じた場合、無償にて再修理をさせていただきます。」というものである。いずれも修理完了からの保証期間についての記述である点で共通している。しかし、原告規約文言 2 の原則として一年間の保証期間中は無償で再修理を行うこと、ただし、アンティーク時計については保証期間が 6 か月間の保

	証となることについては、原則と例外という規約上ありふれた表現で説明しているにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言２と被告規約文言２とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎず、複製又は翻案に当たるものではない。
3	原告規約文言３は、「・修理後、納入した時計についての不具合が、以下に例示するような感覚的なものでかつ当社の規定において測定器で測定しても異常が認められない場合、修理保証の対象外となります。１．前となんとなく違う。２．音が大きくなったような気がする。３．リューズ・プッシュボタンの感覚がおかしい。４．見た目が以前と違う。５．同じ機種で比較するとこっちの方がおかしい感じがする。」というものであり、被告規約文言３は、「・修理後、納入した時計についての不具合以下のようなものの場合、修理保証の対象外となります。１．前となんとなく違う（見た目、音など）。２．リューズ・プッシュボタンの感覚がおかしい。３．同じ機種で比較するとこっちの方がおかしい感じがする。４．その他、感覚的なもので、かつ当店の規定による測定で異常が認められない場合」というものである。 いずれも修理保証の対象外となる場合を具体的に記述している点で共通している。しかし、原告規約文言３は、保証の対象外となる場合を例示するというありふれた表現で規定したにすぎず、例示として掲げられた各項目についても実際に保証対象外となる具体例を事実として掲げただけであるから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言３と被告規約文言３とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎず、複製又は翻案に当たるものではない。
4	原告規約文言４は、「・サビ、腐食、ひどく損壊している場合など、時計のコンディションによっては保証できないことがあります。」というものであり、被告規約文言４は、「・サビや腐食がある場合、損壊がひどい場合など、

	時計のコンディションによっては保証できないことがあります。」というものである。いずれも時計の状態が悪いときには修理を行うことはできない旨を記述した点で共通している。しかし、原告規約文言4は短い文章であり、サビなどの具体例を掲げて修理できないことについてありふれた表現で規定したにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言4と被告規約文言4とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
5	原告規約文言5は、「・以下の場合には、保証期間内であっても有償修理となります。1. 落下・衝突等の衝撃、浸水、火災や地震等天変地異による故障・破損 2. 外装部品（リュース・プッシュボタン・針・文字盤含む）及びゼンマイについての切断・損傷等の不具合 3. 当社以外での修理又は改造による故障・不具合 4. 修理箇所とは別の箇所を原因とする故障 5. 当社で発行する修理明細書のご提示がなく、当社による修理が確認できない場合 6. 配送時に生じた故障・破損 7. 不適切な取り扱いによって生じた故障・破損」というものであり、被告規約文言5は、「・以下の場合には、保証期間内であっても有償修理となります。1. 落下・衝突等の衝撃、浸水、火災や地震等天災地変による故障・破損 2. 外装部品（リュース・プッシュボタン・針・文字盤含む）及びゼンマイについての切断・損傷等の不具合 3. 不適切な取り扱いによって生じた故障・破損 4. 修理箇所とは別の箇所を原因とする故障 5. 当店発行の修理明細書のご提示がなく、当店による修理が確認できない場合 6. 配送時に生じた故障・破損 7. 当店以外での修理又は改造による故障・不具合」というものである。いずれも修理保証期間内であっても有償修理となる場合を具体的に記述している点で共通している。しかし、原告規約文言5は、保証期間内であっても有償修理となる場合を例示するというありふれた表現で規定したものにすぎず、例示とし

	て掲げられた各項目についても実際に有償修理となる具体例を事実として掲げただけであるから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 5 と被告規約文言 5 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
6	原告規約文言 6 は、「・保証あるなしにかかわらず、再修理の場合、往復の送料をご負担ください。」というものであり、被告規約文言 6 は、「・保証の有無にかかわらず、再修理の場合は往復の送料をご負担ください。」というものである。いずれも再修理の場合の送料負担について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 6 は、短い文章であり、再修理の送料負担についてありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 6 と被告規約文言 6 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
7	原告規約文言 7 は、「■重故障状態の時計の修理について ・アンティーク、落下や冠水による故障、部品の著しい損傷、電池液漏れ、基盤腐食等重故障状態の時計については、修理しても動かないままである可能性及び動いたとしても数週間で止まる可能性があるため、修理保証が短くなったり、修理保証をつけられない場合があります。」というものであり、被告規約文言 7 は、「■重故障状態の時計の修理について ・アンティーク（20 年以上前に製造され、メーカー側で時計またはその部品の製造が中止になった時計）、落下や冠水による故障、部品の著しい損傷、電池液漏れ、基盤腐食など重故障状態の時計は、修理しても動かないままである可能性があります。また、動いたとしても数週間で止まる可能性もあるため、修理保証の短縮、または修理保証の対象外となる場合があります。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、重故障状態の時計の修理についての項目であることを小見出しにして掲げ、重大な故障の場合について修理保証の短縮や修理保証の対

	象外となることについて記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、重故障状態の時計の修理についてという小見出しは定型的な時計の修理についてという見出しに重故障状態であることを付加したにすぎないありふれたものである。また、それ以外の原告規約文言7は、重大な故障の具体例をあげて保証期間が短くなることや保証対象外となることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言7と被告規約文言7とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
8	原告規約文言8は、「・時計が動かず、修理ができなかった場合、修理代金はいただきません。」というものであり、被告規約文言8は、「・時計が動かず、修理ができなかった場合、修理代金はいただきません。」というものである。いずれも時計が動かず、修理ができない場合に修理代金を請求しないことを記述した点において共通している。しかし、原告規約文言8は、短い文章であり、修理できない場合に代金請求についてありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどない定型的な規定であって、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言8と被告規約文言8とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
9	原告規約文言9は、「・修理によって時計が動くようになったものの、再び動かなくなったときは、再修理を致します。」というものであり、被告規約文言9は、「修理によって時計が動くようになったものの、再び動かなくなったときは、再修理を致します。」というものである。いずれも修理後に再び動かなくなったとき、再修理をすることを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言9は、短い文章であり、修理後に再び動かなくなった場合、再修理で対応することをありふれた表現で規定したものにすぎ

	ず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 9 と被告規約文言 9 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
1 0	原告規約文言 1 0 は、「・重故障のために保証がない場合、再修理は有料となります。」というものであり、被告規約文言 1 0 は、「・重故障のために保証がない場合、再修理は有料となります。」というものである。いずれも重故障のために保証がない場合の再修理について有料となることを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 1 0 は、短い文章であり、重故障のために保証がない場合の再修理は有料で行うことをありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 1 0 と被告規約文言 1 0 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
1 1	原告規約文言 1 1 は、「・再修理によって時計が動かないままであるときには、再修理の修理代金はいただきません。この場合、既にいただいている初回の修理の修理代金は返還いたしません。」というものであり、被告規約文言 1 1 は、「・再修理をしても時計が動かないままであるときには、再修理の修理代金はいただきません。ただし、既にいただいている初回の修理の修理代金は返還いたしません。」というものである。いずれも再修理をしても時計が動かない場合再修理代金は請求しないこと、その際、初回の修理代金の返還はないことを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 1 1 は、再修理によっても時計が動かない場合は代金の請求をしないこと、その場合であっても初回の修理代金の返還は行わないことについてありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 1 1 と被告規約文言 1 1 とは、表現上の創作性のない部分にお

	いて共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
1 2	原告規約文言 1 2 は、「・見積もり依頼時に落下や冠水、電池液漏れ等重故障に関する事実のご報告がなかった場合、当初のお見積りを破棄し、新たに保証なしでのお見積りをさせていただく場合があります。この場合において、キャンセルすることはできません。」というものであり、被告規約文言 1 2 は、「・見積もり依頼時に落下や冠水、電池液漏れ等重故障に関する事実のご報告がなかった場合、当初のお見積りを破棄し、新たに保証なしでのお見積りをさせていただく場合があります。この場合のキャンセルはできません。」というものである。いずれも見積もり依頼時に重故障に関する事実の報告がなかった場合の対応について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 1 2 は、見積もり依頼時に落下等の重故障に関する事実の報告がない場合は当初の見積もりを破棄して新たに保証なしで見積もりをする場合があること、この場合にキャンセルはできないことをありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 1 2 と被告規約文言 1 2 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
1 3	原告規約文言 1 3 は、「■補償について ・当社の過失によって破損・不具合が生じた場合は、原則として修理で対応いたします。」というものであり、被告規約文言 1 3 は、「■補償について ・当店の過失によって破損・不具合が生じた場合は、原則として修理で対応いたします。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、補償についての項目であることを小見出しにして掲げ、過失によって破損等が生じた場合の対応を記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、補償についてという小見出しは規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言 1 3 は、自社の過失によって破損等が生じた場合に修理で対応することについて、ありふれた表現で規定したものに

	すぎず、他の表現を選択する余地もほとんどない定型的な規定であって、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 1 3 と被告規約文言 1 3 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
1 4	原告規約文言 1 4 は、「・前項の場合で、修理をしても時計が正常に動作しないときは、減価償却後の残存価格、又は現在販売されている同等商品の価格のいずれか低い方の価格を基準とし、その補償価格は上限を 1 0 万円までとします。」というものであり、被告規約文言 1 4 は、「・前項の場合で、修理をしても時計が正常に動作しないときは、減価償却後の残存価格、または現在販売されている同等商品のうち、価格の低い方の価格を基準とし、その補償価格は上限を 1 0 万円までとします。」というものである。いずれも自社の過失によって破損等が生じた場合に原則として修理を行うが、修理をしても時計が正常に動作しない場合の対応を記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 1 4 は、修理をしても時計が正常に作動しない場合の補償額をありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 1 4 と被告規約文言 1 4 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
1 5	原告規約文言 1 5 は、「・ただし、運送中に生じた破損については、運送会社の定める補償の上限額までの対応と致します。」というものであり、被告規約文言 1 5 は、「・ただし、配送中に生じた破損については、運送会社の定める補償の上限額までの対応と致します。」というものである。いずれも運送中の破損についての対応を記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 1 5 は、短い文章であり、運送中に生じた破損について、運送会社の定める補償の上限額までの対応とすることをありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどない定型的な規定であ

	って、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言15と被告規約文言15とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
16	原告規約文言16は、「■修理申込みについて ・修理においては最善を尽くしますが、新品同様に復元することは不可能であることをご理解の上お申し込みください。」というものであり、被告規約文言16は、「■修理申込みについて ・修理においては最善を尽くしますが、新品同様に復元することは不可能であることをご理解の上お申し込みください。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、修理申込みについての項目であることを小見出しにして掲げ、修理で、新品同様に復元することはできないこと了解して申し込みしてほしいことを記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、修理申込みについてという小見出しは規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言16は、修理に最善を尽くすこと、新品同様までに復元することは難しいことを理解した上申し込んでほしいことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言16と被告規約文言16とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
17	原告規約文言17は、「・修理にあたっては、時計の誤差を日差±15秒以内に収めておりますが、修理依頼時に当該日差があった場合、いかなる修理をしても日差を±15秒以内にできない場合があります。」というものであり、被告規約文言17は、「・修理にあたり、基本として時計の誤差は日差±15秒以内に収めておりますが、修理依頼時に当該日差があった場合、いかなる修理をしても日差を±15秒以内にできない場合があります。」というものである。いずれも修理した際の誤差の範囲を記述した点で共通している。しかし、原告規約文言17は、時計の誤差を日差±15秒以内に収めて

	いること、日差が修理依頼時にあった場合にはこれを達成できないことをありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言17と被告規約文言17とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
18	原告規約文言18は、「・見積もりにおいて修理可能と判断した場合であっても、修理進行上どうしても修理ができない場合があります。この場合、代金はいただきません。」というものであり、被告規約文言18は、「・見積もりにおいて修理可能と判断した場合であっても、修理進行上どうしても修理ができない場合があります。この場合、代金はいただきません。」というものである。いずれもいったん修理を開始したが修理できない場合があること、この場合には代金を請求しないことを記述した点で共通している。しかし、原告規約文言18は、見積もり時に修理可能と判断した場合であっても修理できない場合があること、この場合代金請求しないことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言18と被告規約文言18とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
19	原告規約文言19は、「・修理の進行によっては、別途費用が発生する場合があります。」というものであり、被告規約文言19は、「・修理の進行によっては、別途費用が発生する場合があります。」というものである。 いずれも修理の進行状況で別途費用が発生する場合があることを記述した点で共通している。しかし、原告規約文言19は、短い文章であり、修理の進行具合により別途費用がかかることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、他に選択の余地もほとんどない定型的な規定であるから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言19と被告規約文言1

	9 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
20	原告規約文言20は、「■お見積りについて ・お見積もりのために修理工房にて時計を分解させていただき、その時点における故障箇所をもって修理対象とさせていただきます。」というものであり、被告規約文言20は、「■お見積りについて ・お見積もりのため、まずは修理工房にて時計を分解させていただき、その時点における故障箇所をもって修理対象とさせていただきます。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、お見積もりについての項目であることを小見出しにして掲げ、見積もりのために時計を分解し、修理対象を定めることを記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、お見積りについてという小見出しは規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言20は、見積もり時に工房で時計を分解し、その時点での故障箇所を修理対象とするという点は、原告が行っている業務（サービス）について事実を規定したものにすぎないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言20と被告規約文言20とは、事実であり表現とはいえない部分か、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
21	原告規約文言21は、「・時計が当社に到着した後、7～14営業日前後でお見積りをさせていただきます。ただし、部品の調達具合、時計の内部の状態、当社の混雑状況等によっては遅れる場合がございます。」というものであり、被告規約文言21は、「・時計が当店に到着した後、7～14営業日前後でお見積りをさせていただきます。ただし、部品の調達具合や時計内部の状態、当店の混雑状況等によっては遅れる場合があります。」というものである。いずれも見積もりにかかる日数を記述している点で共通している。しかし、原告規約文言21は、時計受領後、7日～14日営業日前後で見積

	もりをすること、部品の調達具合等で遅れる場合があることについて、原告が行っている業務（サービス）内容をありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 2 1 と被告規約文言 2 1 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにとすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
2 2	原告規約文言 2 2 は、「・お見積りの有効期間は、正式なお見積りメールを発信した日から 1 か月間となります。」というものであり、被告規約文言 2 2 は、「・お見積りの有効期間は、正式なお見積りメールを発信した日から 1 か月間となります。」というものである。いずれも見積もりの有効期間について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 2 2 は、短い文章であり、見積もり有効期間についてメール発信時から 1 か月という原告の業務（サービス）内容をありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 2 2 と被告規約文言 2 2 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにとすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
2 3	原告規約文言 2 3 は、「・修理作業中に新たな修理箇所が見つかった場合、お見積りした代金及び納期を変更させていただくことがあります。この場合、キャンセル料はいただきません。」というものであり、被告規約文言 2 3 は、「・修理作業中に新たな修理箇所が見つかった場合、お見積りした代金及び納期を変更させていただくことがあります。この場合、キャンセル料はいただきません。」というものである。いずれも修理作業中に新たな修理箇所が見つかった場合の対応について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 2 3 は、新たな修理箇所が見つかった場合に見積もり時の代金や納期を変更することがあること、この場合にはキャンセル料はかからないことについて、ありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 2 3 と被告規約文言 2 3 とは、表

	現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
2 4	原告規約文言 2 4 は、「■キャンセルについて ・当社よりお見積りを提示したのち、修理進行の回答があるまでは、キャンセルすることができます。この場合、キャンセル料はいただきません。」というものであり、被告規約文言 2 4 は、「■キャンセルについて ・当店よりお見積りを提示したのち、修理進行の回答があるまでは、キャンセルすることができます。この場合、キャンセル料はいただきません。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、キャンセルについての項目であることを小見出しにして掲げ、見積もりをした後いつまでキャンセルができるのか、この場合の料金について記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、キャンセルについてという小見出しは規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言 2 4 は、見積もりが提示された後、修理進行の回答があるまではキャンセルすることができ、この場合にはキャンセル料はかからないことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 2 4 と被告規約文言 2 4 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
2 5	原告規約文言 2 5 は、「・キャンセルされた場合、お見積りのために分解した時計を組み立てるのに 3 ～ 1 0 営業日かかります。時計を組み立て後、ご返却致します。」というものであり、被告規約文言 2 5 は、「・キャンセルされた場合、お見積りのために分解した時計を組み立てるのに 3 ～ 1 0 営業日かかります。時計を組み立て後、ご返却致します。」というものである。いずれもキャンセルされた場合の対応について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 2 5 は、キャンセルがあった場合に時計を組み立てるのにかかる日数、組み立て後に返送することについて、ありふれた表

	現で規定したものにすぎず，創作的な表現とはいえない。したがって，原告規約文言 2 5 と被告規約文言 2 5 とは，表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから，複製又は翻案に当たるものではない。
2 6	原告規約文言 2 6 は，「・お見積りのために時計を一度分解しております。キャンセル後，必ずしも元の状態でお返しすることはできません。」というものであり，被告規約文言 2 6 は，「・お見積りのために時計を一度分解しております。キャンセル後，必ずしも元の状態でお返しすることはできません。」というものである。いずれも見積もりのために分解した後，キャンセルがあった際に元の状態で返却できないことを記述している点で共通している。しかし，原告規約文言 2 6 は，見積もりのために時計を分解しているため，キャンセルがあっても元の状態でお返しできないことをありふれた表現で規定したものにすぎず，創作的な表現とはいえない。したがって，原告規約文言 2 6 と被告規約文言 2 6 とは，表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから，複製又は翻案に当たるものではない。
2 7	原告規約文言 2 7 は，「・修理進行の回答があったのち，お客様のご都合によりキャンセルされる場合には，修理代金全額を請求させていただきます。」というものであり，被告規約文言 2 7 は，「・修理進行の回答をいただいた後，お客様のご都合によりキャンセルされる場合には，修理代金全額を請求させていただきます。」というものである。いずれも修理が進行した後に，キャンセルがあった場合の対応について記述している点で共通している。しかし，原告規約文言 2 7 は，短い文章であり，修理進行の回答を受け，修理に着手した後に，客の都合によりキャンセルする場合は，修理代金を全額請求することについて，ありふれた表現で規定したものにすぎず，創作的な表現とはいえない。したがって，原告規約文言 2 7 と被告規約文言 2 7 とは，表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから，複製又は翻案に当たるものではない。

28	原告規約文言28は、「■修理不能品について ・古い時計や製造中止となった時計で、部品調達が困難であり部品の新規製作対応のできないもの、その他当社が修理できないと判断したものは、修理不能のためお断りすることがあります。」というものであり、被告規約文言28は、「■修理不能品について ・古い時計や製造中止となった時計で、部品調達が困難であり部品の新規製作対応のできないもの、その他当店が修理できないと判断したものは、修理不能のためお断りすることがあります。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、修理不能品についての項目であることを小見出しにして掲げ、修理不能な場合の具体例と、修理不能な場合に注文を受けないことがあることを記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、修理不能品についてという小見出しは規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言28は、修理不能のために修理を受けない場合を例示してありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言28と被告規約文言28とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
29	原告規約文言29は、「■納品について ・原則として、修理依頼後約一か月を納期として提示させていただいております。」というものであり、被告規約文言29は、「■納品について ・原則として、修理依頼後約一か月を納期として提示させていただいております。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、納品についての項目であることを小見出しにして掲げ、修理依頼後の納期について記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、納品についてという小見出しは規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言29は短い文章であり、修理依頼後一か月を納期とすることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほ

	とんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 29 と被告規約文言 29 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
30	原告規約文言 30 は、「・ただし、アンティーク時計や、混雑時、部品の調達に時間がかかる場合など、3 か月以上の納期をいただく場合があります。」というものであり、被告規約文言 30 は、「・ただし、アンティーク時計や、混雑時、部品の調達に時間がかかる場合など、3 か月以上の納期をいただく場合があります。」というものである。いずれも納期についての例外規定を記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 30 は、短い文章であり、アンティーク時計などにおいては通常よりも長い納期となる場合があることをありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 30 と被告規約文言 30 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
31	原告規約文言 31 は、「・修理において交換した部品は、メーカー回収品やボタン電池などを除き原則としてお客様にお返しします。」というものであり、被告規約文言 31 は、「・修理において交換した部品は、メーカー回収品やボタン電池などを除き、原則としてお客様にお返しします。」というものである。いずれも修理において交換した部品について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 31 は、短い文章であり、交換部品について一部の例外品を除き、原則として顧客に返却することについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 31 と被告規約文言 31 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
32	原告規約文言 32 は、「・修理完了品は、修理代金を代金引換にてお送りい

	たします（代引き手数料はお客様の負担となります。）」というものであり、被告規約文言 3 2 は、「・修理完了品は、修理代金を代金引換にてお送りいたします（代引き手数料はお客様の負担となります。）」というものである。いずれも修理完了品についての支払について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 3 2 は、短い文章であり、修理完了時に代金引換で修理品を送ること、代引き手数料は依頼者の負担となることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 3 2 と被告規約文言 3 2 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
3 3	原告規約文言 3 3 は、「・修理完了、修理不可及びキャンセルの連絡を発した日から半年以内にお引き取りいただけない場合、又は連絡がとれない場合には、当社でお預かりしている時計及び物品の所有権を放棄したものとします。」というものであり、被告規約文言 3 3 は、「・修理完了、修理不可、およびキャンセルの連絡を発した日から半年以内にお引き取りいただけない場合や連絡がとれない場合には、当社でお預かりしている時計及び物品の所有権を放棄したものとします。」というものである。いずれも修理後、キャンセルの連絡後、時計を依頼者が引き取らなかった場合の対応について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 3 3 は、修理完了、修理不可等の連絡しても依頼者が引き取らない場合に預かっている時計等の所有権を放棄したものとすることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 3 3 と被告規約文言 3 3 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
3 4	原告規約文言 3 4 は、「■送料について ・「無料見積もり郵送パック」をご依頼される場合、送料は当社にて負担いたします。」というものであり、

	被告規約文言 3 4 は、「■送料について ・腕時計・懐中時計専用の「無料見積もり郵送パック」をご依頼される場合、送料は当店にて負担いたします。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、送料についての項目であることを小見出しにして掲げ、無料見積もり郵送パックを用いる場合には送料が無料となることを記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、送料についてという小見出しは規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言 3 4 は、無料見積もり郵送パックを依頼する場合には送料は原告負担となることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 3 4 と被告規約文言 3 4 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎず、複製又は翻案に当たるものではない。
3 5	原告規約文言 3 5 は、「・「無料お見積り郵送パック」は、腕時計・懐中時計専用です。・腕時計及び懐中時計以外の時計（置時計、砂時計、その他当社が無料お見積り郵送パックの適用外と判断した物）については、お客様の送料負担においてお送りください。」というものであり、被告規約文言 3 5 は、「・腕時計及び懐中時計以外の時計（置時計、砂時計、その他当店が無料お見積り郵送パックの適用外と判断した物）については、お客様の送料負担においてお送りください。」というものである。いずれも無料お見積り郵送パックの適用外の時計の送料について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 3 5 は、無料お見積り郵送パックが腕時計、懐中時計にしか用いることができないこと、それ以外の時計については、注文者が送料を負担すべきことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 3 5 と被告規約文言 3 5 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。

3 6	原告規約文言 3 6 は、「・以下の場合については、お預かりした時計を返送するための送料については、お客様にご負担いただき、着払いにて発送いたします。1. キャンセルの場合 2. 修理不能品の場合」というものであり、被告規約文言 3 6 は、「・キャンセルまたは修理不能品の場合、お預かりした時計は着払いにて返送いたします。」というものである。いずれも注文者が送料を負担する場合について具体例を挙げて記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 3 6 は、キャンセルの場合、修理不能品の場合という具体例を掲げ、その場合の返送送料は注文者が負担することについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 3 6 と被告規約文言 3 6 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
3 7	原告規約文言 3 7 は、「・以下の場合については、往復の送料・梱包費用を請求いたします。1. 電池交換や外装部分の修理のみ依頼される場合」というものであり、被告規約文言 3 7 は、「・電池交換や外装部分の修理のみを依頼される場合、往復の送料・梱包費用を請求させていただきます。」というものである。いずれも往復の送料、梱包費用を請求する場合について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 3 7 は、往復の送料・梱包費用を原告が請求できる場合を箇条書きにして掲げ、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。また、被告規約文言 3 7 は、往復の送料・梱包費用を被告が請求できる場合を一文の中で具体例として挙げている点で、原告規約文言 3 7 とその表現は若干異なっている。したがって、原告規約文言 3 7 と被告規約文言 3 7 とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎず、表現が異なる箇所も一部認められるから、複製又は翻案に当たるものではない。
3 8	原告規約文言 3 8 は、「以下の場合については、配送パック代、送料及び事

	務手数料として3,000円を請求し、代金引換にて返送いたします。別途代引き手数料もご負担ください。1. コピー品や模造品など、当社で正規品と認められない時計をお送りいただいた場合 2. 当社が悪質だと判断した場合 3. 当社からの連絡に対して一か月を経過してもご連絡をいただけない場合 4. 当社から見積もりを出す前にお客様都合によりキャンセルされた場合」というものであり、被告規約文言38は、「以下の場合については、配送パック代、送料及び事務手数料として3,000円を請求し、代金引換にて返送いたします。別途代引き手数料もご負担ください。コピー品や模造品など、当店で正規品と認められない時計をお送りいただいた場合 1. 当店からの連絡に対して一か月を経過してもご連絡をいただけない場合 2. 当店が見積もりを出す前にお客様都合によりキャンセルされた場合 3. その他、当社が悪質だと判断した場合」というものである。いずれも配送パック代等を注文者に負担させる場合があることを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言38は、配送パック代等について注文者に負担してもらう場合を箇条書きで掲げてありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文38と被告規約文言38とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎず、複製又は翻案に当たるものではない。
39	原告規約文言39は、「■免責事項 ・当社及び関連会社は、次の事由による修理品の滅失、毀損、遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。1. 社会的騒擾その他の事変又は強盗等第三者による犯罪行為 2. 不可抗力による火災 3. 予見できない異常な交通障害 4. 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災 5. 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し 6. 運送会社の配送時における事故等 7. その他当社及び関連会社に過失がない場合」というものであり、被告規約文言39は、「■免責事項 ・当店及

	び関連会社は、次の事由による修理品の滅失、毀損、遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。１．社会的騒擾その他の事変又は強盜等第三者による犯罪行為 ２．不可抗力による火災 ３．予見できない異常な交通障害 ４．地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災 ５．法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し ６．運送会社の配送時における事故等 ７．その他当店及び関連会社に過失がない場合」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、免責事項についての項目であることを小見出しにして掲げ、修理品の滅失等の損害について、原告又は被告が損害賠償の責を負わない場合を記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、免責事項という小見出しも規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言３９は、天変地異などの具体例を箇条書きにして、損害賠償の責任を負担しないことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。 したがって、原告規約文言３９と被告規約文言３９とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
40	原告規約文言４０は、「・当社及び当社関連会社は時計到着後、撮影をしております。また、見積もりにはお預かり時の状態を記載させて頂いておりますが、完全に記載できない場合がございます。当社はいかなる場合であれ、時計到着時の時計の状態（外装部も含む）に一切の責任を負いません。」というものであり、被告規約文言４０は、「当店及び当店関連会社は時計到着後、分解前に撮影をしております。また、見積もりにはお預かり時の状態を記載させて頂いておりますが、完全に記載できない場合がございます。当店はいかなる場合であれ、時計到着時の時計の状態（外装部も含む）に一切の責任を負いません。」というものである。いずれも時計受領時の状態を撮影、

	記載しているが、受領時の状態には一切の責任を負わないことを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言40は、原告の業務（サービス）の流れを説明し、時計受領時の状態については一切責任を負わないことをありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言40と被告規約文言40とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
4 1	原告規約文言41は、「・当社及び関連会社は、修理不可及びお客様によるキャンセルがあった場合、お預かりした時計を元の状態に戻すことについて、一切の責任を負いません。」というものであり、被告規約文言41は、「・当店及び関連会社は、修理不可及びお客様によるキャンセルがあった場合、お預かりした時計を元の状態に戻すことについて、一切の責任を負いません。」というものである。いずれも修理不可やキャンセルがあった場合の対応について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言41は、短い文章であり、修理不可やキャンセルがあった場合、時計を元の状態に戻すことについて責任を負わないことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言41と被告規約文言41とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
4 2	原告規約文言42は、「・当社での修理は原則として純正部品を使用しますが、純正部品を使用したか純正以外の部品を使用したかにかかわらず、当社での修理後、メーカー修理を依頼しても修理を受け付けてもらえなくなる場合があります。その場合、当社及び関連会社は、メーカー修理を受けられなくなったことによる損害について、一切の責任を負いません。」というものであり、被告規約文言42は、「・当店での修理は原則として純正部品を使用しますが、純正部品を使用したか純正以外の部品を使用したかにかかわら

	ず、当店での修理後、メーカー修理を依頼しても修理を受け付けてもらえなくなる場合があります。それによる損害について、当店及び関連会社は一切の責任を負いません。」というものである。いずれも修理を請け負った場合に、以後メーカーでは修理を受け付けてもらえなくなる可能性を指摘し、その責任を負わないことを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言42は、修理は原則純正部品を用いるという事実を述べ、修理を請け負った後にメーカー修理を受け付けてもらえなくなる可能性があることを説明し、それによる損害については負担しないことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言42と被告規約文言42とは、表現とはいえない事実や表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
43	原告規約文言43は、「・当社及び関連会社は、外装仕上げ、ライトポリッシュに関して、一切の責任を負いません。」というものであり、被告規約文言43は、「・当店及び関連会社は、外装仕上げ、ライトポリッシュに関して、一切の責任を負いません。」というものである。いずれも外装仕上げ等について責任を負わないことを記述した点で共通している。しかし、原告規約文言43は、短い文章であり、外装仕上げ、ライトポリッシュという作業に関しては責任を負わないことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言43と被告規約文言43とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
44	原告規約文言44は、「・オーバーホール後、当社及び関連会社の精度検査の基準は日差±15秒となります。クロノメーター等であっても日差±15秒です。修理依頼時に時計の日差が±15秒以上あった場合において、いか

	なる修理をしても日差を±15秒に以内に収められない場合があります。その場合、当社及び関連会社は、一切の責任を負いません。」というものであり、被告規約文言44は、「・オーバーホール後、当店及び関連会社の精度検査の基準は日差±15秒となります（クロノメーター等含む）。修理依頼時に時計の日差が±15秒以上あった場合においては、いかなる修理をしても日差を±15秒に以内に収められない場合があります。その場合、当店及び関連会社は、一切の責任を負いません。」というものである。いずれもオーバーホール後の日差及び日差に関する責任について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言44は、オーバーホール後の原告における日差の基準を事実として掲げ、基準に満たない場合が存すること、その際にも責任を負わないことについて、ありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言44と被告規約文言44とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
45	原告規約文言45は、「・お客様と当社の連絡は、メールによってさせていただきます。当社及び関連会社は、メールの送受信不良、連絡の行き違い、及びその他の伝達手段（電話などの口頭での見積もり及び説明を含む）を用いたことによる損害について、一切の責任を負いません。」というものであり、被告規約文言45は、「・お客様と当店の連絡は、メールによってさせていただきます。当店及び関連会社は、メールの送受信不良、連絡の行き違い、及びその他の伝達手段（電話などの口頭での見積もり及び説明を含む）を用いたことによる損害について、一切の責任を負いません。」というものである。いずれも注文者との連絡をメールで行うこと、それ以外の手段を用いたことによる責任について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言45は、原告と注文者の間の連絡はメールで行うという原告の業務（サービス）内容を事実として掲げ、メール送受信の不具合やメール以外の

	手段を用いたことによる損害について責任を負わないことについて、ありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言４５と被告規約文言４５とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにとすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
４６	原告規約文言４６は、「・当社からお客様に対する連絡の遅れを理由として生じるいかなる損害についても、当社及び関連会社は、一切の責任を負いません。」というものであり、被告規約文言４６は、「・当店からお客様に対する連絡の遅れを理由として生じるいかなる損害についても、当店及び関連会社は、一切の責任を負いません。」というものである。いずれも連絡の遅れを理由とする損害について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言４６は、短い文章であり、連絡の遅れを理由とする損害について責任を負わないことについて、ありふれた表現で規定したものにとすぎず、他の表現を選択する余地もほとんどないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言４６と被告規約文言４６とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにとすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
４７	原告規約文言４７は、「・当社及び関連会社は、本修理規約に定める修理保証及び補償に関して定めているところのほか、無償で修理すべき責任を負いません。」というものであり、被告規約文言４７は、「・当店及び関連会社は、本修理規約に定める修理保証及び補償に関して定めているところのほか、無償で修理すべき責任を負いません。」というものである。いずれも規約に定められた場合以外に無償で修理する責任を負わないことを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言４７は、短い文章であり、原告の修理規約の修理保証及び補償に定めるほかに、無償で修理することはないことについて、ありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言４７と被告規約文言４７とは、表現

	上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
48	原告規約文言48は、「・当社及び関連会社は、いかなる場合であっても、逸失利益、特別な事情によって生じた損害、及び第三者からお客様に対してなされた賠償請求に基づく損害について、賠償の責任を負いません。」というものであり、被告規約文言48は、「・当店及び関連会社は、いかなる場合であっても、逸失利益、特別な事情によって生じた損害、及び第三者からお客様に対してなされた賠償請求に基づく損害について、賠償の責任を負いません。」というものである。いずれも逸失利益、特別な事情によって生じた損害等について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言48は、その意味するところは定かではないが、逸失利益、特別な事情によって生じた損害、第三者から注文者に対してされた損害賠償請求に関し原告は一切の責任を負担しないことについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言48と被告規約文言48とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
49	原告規約文言49は、「■その他注意事項 ・作業にあたっては細心の注意を払っておりますが、時計部品の経年劣化のため、作業中にやむを得ず時計に傷、破損が生じてしまう場合がございます。予めご了承ください。」というものであり、被告規約文言49は、「■その他注意事項 ・作業にあたっては細心の注意を払っておりますが、時計部品の経年劣化のため、作業中にやむを得ず時計に傷や破損が生じてしまう場合がございます。予めご了承ください。」というものである。いずれも冒頭に「■」を付し、その他注意事項についての項目であることを小見出しにして掲げ、作業中のやむを得ない破損等が生じた場合について記述している点で共通している。しかし、小見出しの前に■を付けて見やすくすることは一般的な表現方法であり、その他

	の注意事項という見出しは規約上定型的なものである。また、それ以外の原告規約文言４９は、作業にあたっては細心の注意を払っているが、作業中に傷や破損が生じる場合があることについて了解を求めることについて、ありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言４９と被告規約文言４９とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにとすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
５０	原告規約文言５０は、「・千年堂オリジナル超音波洗浄＋千年堂オリジナルクリーニング（ゴミ除去ブラッシング）は、可能な範囲での洗浄・クリーニングを行うもので、完全に汚れや傷を取り、つやが出ることを保証するものではありません。」というものであり、被告規約文言５０は、「・銀座櫻風堂オリジナル超音波洗浄＋銀座櫻風堂オリジナルクリーニング（ゴミ除去ブラッシング）は、可能な範囲での洗浄・クリーニングを行うもので、完全に汚れや傷を取り、つやが出ることを保証するものではありません。」というものである。いずれも超音波洗浄やクリーニングについて記述している点で共通している。しかし、原告規約文言５０は、原告が業務（サービス）として行っているオリジナル超音波洗浄やオリジナルクリーニングの内容について、事実を説明したにとすぎず、また、これによって完全に汚れや傷を取ることなどを保証しているものではないことについて、ありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言５０と被告規約文言５０とは、表現とはいえない事実の部分か、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにとすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
５１	原告規約文言５１は、「・外装仕上げ及びライトポリッシュは、ケース及びバンド部を可能な範囲で研磨するもので、完全に傷を取り、凹みをなくし、つやを出し、きれいになることを保証するものではありません。」というも

	のであり、被告規約文言５１は、「・外装仕上げ及びライトポリッシュは、ケース及びバンド部を可能な範囲で研磨するもので、完全に傷や凹みをなくし、つやを出し、きれいになることを保証するものではありません。」というものである。いずれも外装仕上げ、ライトポリッシュについて記述している点で共通している。しかし、原告規約文言５１は、原告が業務（サービス）として行っている外装仕上げ、ライトポリッシュの内容について、事実を説明したにすぎず、また、これによって、完全に傷や凹みをなくすことなどを保証したものではないことについて、ありふれた表現で規定したものにとすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言５１と被告規約文言５１とは、表現とはいえない事実の部分か、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
５２	原告規約文言５２は、「・千年堂オリジナル超音波洗浄、千年堂オリジナルクリーニング、外装仕上げ及びライトポリッシュをした後、修理依頼以前からついていた傷や汚れが目立つようになる場合や、元の形と形状が変わる場合があります。」というものであり、被告規約文言５２は、「・銀座櫻風堂オリジナル超音波洗浄、銀座櫻風堂オリジナルクリーニング、外装仕上げ及びライトポリッシュをした後、修理依頼以前からついていた傷や汚れが目立つようになる場合や、元の形と形状が変わる場合があります。」というものである。いずれも超音波洗浄、クリーニング、外装仕上げ、ライトポリッシュを行った後の状態について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言５２は、原告のオリジナル超音波洗浄、オリジナルクリーニング、外装仕上げ、ライトポリッシュ後の時計の状態について、修理以前よりも傷や汚れが目立つ場合があることや形状が変わることがあることを事実として説明したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言５２と被告規約文言５２とは、表現とはいえない事実の部分において

	共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
5 3	原告規約文言 5 3 は、「・当社のオーバーホールは、3 気圧まで無料の防水検査をしております。」というものであり、被告規約文言 5 3 は、「・当店のオーバーホールは、3 気圧まで無料の防水検査をしております。」というものである。いずれもオーバーホールの際の防水検査について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 5 3 は、短い文章であり、原告のオーバーホールは 3 気圧まで無料で防水検査をするものであるという事実を説明したものにとすぎず、他の表現を選択する余地はないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言 5 3 と被告規約文言 5 3 とは、表現とはいえない事実の部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
5 4	原告規約文言 5 4 は、「・時計は防水であっても基本的に汗、水にはお気をつけ下さい。修理後、リュウズの締め忘れや、当社の防水検査以上の水圧（無料の場合は 3 気圧まで）がかかると浸水する可能性があります。また経年劣化により、防水性が低下しているケースもございます。防水検査後、防水エラーが出る場合、ご報告は致しますが、いかなる場合であれ、浸水に関しては保証対象外で有償修理になりますのでご注意ください。」というものであり、被告規約文言 5 4 は、「・時計は基本的に、防水であっても汗・水にはお気をつけ下さい。修理後、リュウズの締め忘れや、当店の防水検査以上の水圧（無料の場合は 3 気圧まで）がかかると浸水する可能性があります。また経年劣化により、防水性が低下しているケースもございます。防水検査により防水エラーが出る場合、ご報告は致しますが、いかなる場合であれ、浸水に関しては保証対象外の有償修理になりますのでご注意ください。」というものである。いずれも防水の時計についての留意事項、浸水については保証対象外となることを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言 5 4 は、防水であっても汗や水には気をつけてほしいこと、修理後に防水

	検査以上の水圧がかかると浸水する可能性があること, 経年劣化により防水性が低下している場合があること, 防水検査後に防水エラーが出る場合には報告すること, 浸水に関しては保証対象外で有料修理となることについて, ありふれた表現で規定したものにとすぎず, 創作的な表現とはいえない。したがって, 原告規約文言 5 4 と被告規約文言 5 4 とは, 表現上の創作性のない部分において共通点を有するにとすぎないから, 複製又は翻案に当たるものではない。
5 5	原告規約文言 5 5 は, 「・当社はメーカー修理よりも安価であることを保証するものではありません。」というものであり, 被告規約文言 5 5 は, 「・当店はメーカー修理よりも安価であることを保証するものではありません。」というものである。いずれもメーカー修理と比較して安いことを保証するものではないことを記述している点で共通している。しかし, 原告規約文言 5 5 は, 短い文章であり, メーカー修理よりも安い価格であることまでを保証するものでないことについて, ありふれた表現で規定したものにとすぎず, 他の表現を選択する余地もほとんどないから, 創作的な表現とはいえない。したがって, 原告規約文言 5 5 と被告規約文言 5 5 とは, 表現上の創作性のない部分において共通点を有するにとすぎないから, 複製又は翻案に当たるものではない。
5 6	原告規約文言 5 6 は, 「・当社及び関連会社はお客様と対等な立場で, 当社の最善の修理及びご対応をさせていただきます。いかなる場合であっても, 本修理規約に定めのない値下げ, 賠償, 再修理その他一切の要求に応じることはありません。特に悪質な場合には, 速やかに当社顧問弁護士と相談の上, しかるべき措置を取らせていただきます。」というものであり, 被告規約文言 5 6 は, 「・当店及び関連会社はお客様と対等な立場で当店の最善の修理及びご対応をさせていただきます。いかなる場合であっても, 本修理規約に定めのない値下げ, 賠償, 再修理その他一切の要求に応じることはありません。

	ん。特に悪質な場合には、速やかに当店顧問弁護士と相談の上、しかるべき措置を取らせていただきます。」というものである。いずれも修理に際しての対応、規約に定められた以外の賠償等に応じないこと、悪質な場合は弁護士に相談して措置を考えることについて記述している点で共通している。しかし、原告規約文言56は、注文者と対等な立場で、最善の修理を行い、対応すること、規約に定めがない一切の要求に応じないこと、悪質な場合には顧問弁護士と相談の上、措置を検討するということについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言56と被告規約文言56とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
57	原告規約文言57は、「・当社の商品の入札・落札・購入・プレゼント応募をされた方に、当社から広告メール等をお送りすることがあります。」というものであり、被告規約文言57は、「・当店の商品の入札・落札・購入・プレゼント応募をされた方には、当店から広告メール等をお送りすることがあります。」というものである。いずれも商品の入札者等に広告メールがあることを記述している点で共通している。しかし、原告規約文言57は、原告商品の入札・落札・購入・プレゼントに応募すると、広告メールを送ることがあることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言57と被告規約文言57とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
58	原告規約文言58は、「・当販売サイト、メールやメールマガジン中の保証、修理規約、限定事項の解釈については、当社に判断権があり、当社が随時変更することができるものとします。」というものであり、被告規約文言58は、「・当販売サイト、メールやメールマガジン中の保証、修理規約、限定事項の解釈については当店に判断権があり、当店が随時変更することができ

	るものとします。」というものである。いずれも管理しているウェブサイト上の保証や修理規約等の変更について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言５８は、短い文章であり、ウェブサイト上の保証や修理規約の解釈についての判断権が原告にあること、原告が随時変更できることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言５８と被告規約文言５８とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
５９	原告規約文言５９は、「・販売方法、販売手法、手数料などの決定・変更に関わる権利は全て当社にあり、いつでも変更できるものとします。」というものであり、被告規約文言５９は、「・販売方法、販売手法、手数料などの決定・変更に関わる権利は全て当店にあり、随時変更できるものとします。」というものである。いずれも販売方法等について権利の所在、変更権限について記述している点で共通している。しかし、原告規約文言５９は、販売方法、販売手法などの決定変更権限が原告にあること、いつでも変更が可能であることについて、ありふれた表現で規定したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告規約文言５９と被告規約文言５９とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。